



撮影／大町信也
インタビュー／編集部

陪審は 「民主主義の学校」

——最初に刑事裁判に関心をもつたのはいつ頃でしょうか。

伊佐 つい先日『諸君』に書いたことですが、昭和二年の秋に、父の消息を確かめたいという母と一緒に沖縄に渡つたんです。結局、軍医である父が患者と運命をともにしたことがわかつて帰ろうとしたんですが、復員兵の送還が優先され、二、三年は帰ることができないことがわかりました。しかたなく、職をみつけようとしていたとき、琉球軍司令部犯罪調査部で採用試験があり、運よく採用されました。

そこでは通翻訳が主な仕事だったんですが事件の捜査に立ち会うことが多かった。当時は、刑事裁判にとくに関心があつたわけではありませんが、捜査官たちの人権感覚と手続をきちんと守る公正な態度に感銘を受けました。取調べにあたつても、供述書をとる場合、日本のように「任意左の如く供述せり」などと印刷された罫紙に聞き書きするのではなく、被疑者に紙と鉛筆を与え、冒頭

に「自身の自由意志で同意により、以下供述する」と記させ、本人の言葉で書かせていました。

ある時、古参の捜査員が書き上げた供述書を読んで、「サンクス。じゃあ、また明日頼むよ」と礼を言いながら、相手の指の間に鉛筆を挟んで握手した。時折見かける光景で、明らかに供述内容が気に入らず、書き直させるためです。取調べは進まないので、その程度は仕方がない、と思っていました。そうすると、若いグレイ中尉が「強制すれば、こちらの求めは事実かどうかわからない。われわれが求めているのはファクトなんだ」と言つて、無罪推定の原理や、捜査官は被疑者に尋問に答えることを強制したり、自己に不利益な証拠を出すことを要求してはならない原則が三〇〇年も昔に確立していること、黙秘権は被疑者個人の特権ではなく、捜査官憲と裁判所が被疑者のみなならず市民一人一人に対しても、公正な態度をとるということを誓約したものだということを、教えてくれました。この中尉の教えは、五十余年後の

た「逆転」以来、日本の刑事司法の現状についていろいろ発言されていますが、どこに問題があるのでしようか。

伊佐 亡くなられた和島岩吉先生が『刑事訴訟法二五年的軌跡と展望』(ジュリスト五五一号)で、現行刑事訴訟法は戦前比して人権尊重の点において見るべきものがあるが、占領軍が引き上げた頃から復古調が目立つようになつたと慨嘆され、刑事訴訟法は奇形が定着し、再び危機を迎えていると警告されました。あれから二六年が経ちましたが、奇形は奇形ではなくなり、当たり前の顔をして法廷を横行しています。

つい先日、甲山事件に関連したシンボジウムで、刑事司法のベテランであり、長い裁判官生活を送られた石松竹雄先生のお話をうかがいましたが、質問のとき、刑訴法三二二条で検察官調書を採用する調書裁判の傾向はますます強まり、自白偏重に墮するものであり、こうした悪運用はどうしたら改められるかお尋ねしました。そうしたら、石松先生は、「絶望的である」という返事でした。

わが国の憲法も刑事訴訟法も、外面だけは結構ですが、理念は無視されて形骸化し、戦前から踏襲された官僚司法は、破綻の極に達しています。憲法も刑訴法

——沖縄での陪審裁判の体験をつづつ

1929年、東京生まれ。
1978年、処女作『逆転』で第9回大宅壮一ノン・フィクション賞受賞を機に実業界を去り、作家となる。後藤昌次郎、庭山英雄氏らと『陪審裁判を考える会』代表。最近では、漢詩の評論など幅広い文筆活動を続けている。主な著書に、『舵のない船』(文春)、『衝突－東峰十字路事件』(文春)、『日本の刑事裁判』(共著、中公)、『最後の被告人ースコッポロ事件』(訳書、文春)、『耶蘇の夢』(文集)ほか

View No.23
Isa Chihiro

いさ・ちひろ
1929年、東京生まれ。

1978年、処女作『逆転』で第9回大宅壮一ノン・フィクション賞受賞を機に実業界を去り、作家となる。後藤昌次郎、庭山英雄氏らと『陪審裁判を考える会』代表。最近では、漢詩の評論など幅広い文筆活動を続けている。主な著書に、『舵のない船』(文春)、『衝突－東峰十字路事件』(文春)、『日本の刑事裁判』(共著、中公)、『最後の被告人ースコッポロ事件』(訳書、文春)、『耶蘇の夢』(文集)ほか

